

1 1. 進学・就職に伴う出席取り扱いに関する規程

第1条 この規程は、進学、就職する生徒の手続きに関して必要な事項を定めるものとする。

第2条 2月10日以前に進学または就職のため受験をする生徒の出席取り扱いは、原則として次の通りとする。

- (1) 県内において受験をする場合は、試験当日のみ出席停止とする。
- (2) 県外において受験をする場合は、原則として次の日数を出席停止とする。

旅行実日数(往) + 受験校見学(1日) + 受験日数 + 旅行実日数(復)

- (3) 複数受験する者については、先の試験終了後から次の試験初日までの待機日数が7日以内の場合は、その日数も出席停止にすることができる。

第3条 次の各号の条件を満たす場合、オープンキャンパス参加のための欠席は出席扱いとする。

- (1) 各学年で1回ずつであること。
- (2) 県外旅行許可期間は、開催日の前日から翌日までとする。

第4条 進学、就職のための受験またはオープンキャンパス参加のために県外に旅行する生徒は、出発予定日の1週間前までにホームルーム担任を通じて校長に申し出て許可を得なければならない。

附 則 この規定は、平成24年9月27日から施行する。

附 則 この規定は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 この規定は、平成30年4月1日から施行する。